

広島県告示第二十七号

広島県告示で定める様式における読点の表記を改める告示を次のように定める。

令和五年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県告示で定める様式における読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に公布されている広島県告示の様式中、読点として表記する「**、**」を「**，**」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。